

中野区の工事入札における混合入札の試行実施について
(令和7年3月から適用)

令和7年3月から、中野区が発注する一定金額以上の工事請負契約において、これまで建設共同企業体（JV）の結成を義務付けていた入札参加要件を見直し、単体企業での入札参加を認める混合入札（JVと単体企業による混合入札）を試行実施します。

1 対象案件・試行期間

令和7年3月1日以後に公告等を行う、JVによる競争入札を行う工事請負契約（下表参照）を対象とする。試行期間は令和8年2月28日までとする。

ただし、大規模の新築工事等、混合入札の対象外（単体企業の参加を認めない）とする場合があるため、必ず、参加しようとする案件の入札公告を確認すること。

原則としてJVによる競争入札を行う工事（例外あり）

業 種	予定価格
建築工事	3億円以上
土木工事・道路舗装工事	1億8千万円以上
設備工事（電気工事・給排水衛生工事・空調工事）	1億円以上
造園工事	1億5千万円以上

2 混合入札制度・手続

中野区における混合入札に参加可能な単体企業は、区内業者（中野区に本店を有する者）に限定する。また、案件ごとにその他の入札参加資格要件（同種工事の実績要件等）を設ける。

なお、混合入札においては、従来の入札手続（主に東京電子自治体共同運営電子調達サービス上の手続）から一部変更があるため、参加しようとする案件の入札公告の定めに沿った手続を行うこと。

【 問合せ先 】

中野区総務部契約課契約係
電話 03-3228-8903（直通）